

Business
Report
No.1709

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

医療費控除は領収書が提出不要に
領収書提出に代わり明細書を添付に

今月のトピック

Part 2

社内不正を防止する内部統制
～業務プロセスごとの内部統制システム～



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック Part 1

医療費控除は領収書が提出不要に 領収書提出に代わり明細書を添付に

2017年度税制改正では所得税の医療費控除の見直しが行われ、これまで医療費控除の適用を受けるために必要だった医療費等の領収書の添付又は提示に代えて、2017年分確定申告から「医療費控除の明細書」の添付に変更された。

これを受けて国税庁では、2017年分所得税確定申告が近づいてきたため、「医療費控除の明細書」の添付の周知を行っている。

国税庁は、今回の改正のポイントとして医療費控除の明細書の添付が必要になったこととともに、確定申告期限等から5年間、医療費の領収

書を保存する必要がある、税務署から求められた場合には提示又は提出する義務があることに注意を促している。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知書(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付することで明細の記入を省略できることも留意点の一つだ。

そのほか、今回の見直しには経過措置として、2017年分から2019年分までの確定申告については、これまでの医療費の領収書などを確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することで医療費控除の適用が認められる。

なお、昨年1月からスタートしている新医療費控除のセルフメディケーション税制についても、医薬品購入費の領収書に代えて明細書を添付することになるが、同様の経過措置がある。



税理士の目

税理士 中林永一

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は2017年からの新しい制度です。対象となる市販の医薬品を1年間に1万2千円を超えて購入した場合で、その年中に予防接種、定期健康診断など一定の取組を行っているときには確定申告をすることにより税金が減額される制度です。
ただしこのセルフメディケーション税制は従来の医療費控除との選択ですのでどちらか有利な方を適用してください。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業70年を超える信頼と実績

250名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

社内不正を防止する内部統制 ～業務プロセスごとの内部統制システム～

内部統制システムは、会社の主要な業務プロセスごとに、通常、次のような手順を踏んで構築していきます。

内部統制システム構築の手順	
①リスクを洗い出す	事業活動の目的達成を阻害するリスクは何かを探索
②ポイントを特定する	見つけ出したリスクが顕在化する危険を有している点、すなわち内部統制を構築・整備をするうえで、特に注意すべきポイントを特定
③内部統制システムを整備する	内部統制上のポイントを中心に、リスクの顕在化を防ぐための対策や措置をルール化
④内部統制システムを運用する	ルールに従い、業務を動かす

できるだけ金と時間をかけずに、効率的に内部統制システムを構築するためには、会社に重大な影響を与えるリスクが、どこに潜んでいるのかを見つけ出して、そこから着手することが大切です。

1 日常感じる身近な危険をヒントにする

例えば、一般的な会社では、基幹システムがダウンしてしまう場合に備え、バックアップをとっておくなどの対策がとられているはずです。一方で、これまで何となく「危ない!」とは感じていながらも、日常の忙しさにかまけて、つつい何の手も打たずに放置してきたというリスクもあるでしょう。このような日常感じる身近な「危ない!」を大切に、次々と対策を講じていく必要があります。

2 失敗や不正事例を教訓にする

リスクを認識したとしても、業務プロセスの中でどの部分が内部統制上のポイントになるのかを見つけ出すことは、それほど簡単ではありません。

見つけ出す方法としては、まず実際に起きた失敗や不正事例を教訓にすることがあげられます。

例えば、営業担当者が、取引先に対し与信限度枠を超えて販売をした結果、売掛金が焦げついてしまったという失敗事例が起きたとします。この場合のリスクは「営業担当者が与信限度枠を超えて取引先に販売した結果、売掛金を回収することができない」というものです。この失敗事例の原因が、営業担当者が販売管理システムの顧客別与信限度枠の決定権を持っていたという点にあったのであれば、営業担当以外の人が顧客の与信限度枠を管理しているのかどうかという点が、内部統制上のポイントになります。したがって、経営者としては、経理や財務担当者など営業担当者以外の一部の人のみでしか販売管理システム上の「顧客別与信限度枠の変更」にアクセスすることができないようにしくみやルールをつくるといった具体策によって、内部統制システムを構築・整備していけばよいのです。

3 会計上の5つのアサーションを参考にする

内部統制上の注意するポイントを発見するもう一つのヒントに、会計上のアサーションを参考にリスクを掌握するということがあげられます。会計上のアサーションとは、財務諸表の勘定科目の数値などが適正であるという信頼を支えるための要素のことです。

会計上の5つのアサーション	
資産・負債などがきちんと「実在」しているか、記録された取引が現実「発生」しているか	例えば、「売上高」として記載されている金額は、いうまでもなく事業年度1年間に会社が売り上げた金額の総額です。「売上高」という勘定科目では、前記5つのアサーションのうち、とくに「発生」というアサーションが問題になります。
財務諸表に記録されていない資産・負債や取引などがなく(すべて「網羅」されているか)	
計上された資産については会社が「権利」をもっているか、負債については「義務」を負っているか	
資産や負債が適切な金額で「評価・測定」されているか	
財務諸表の項目が適切に分類され、「表示・開示」されているか	

4 「職務の分掌」は内部統制の基本

どの業務プロセスであれ、内部統制システムを実際に動かしていくのは、各業務を任せられた個々の担当者です。

ですから、内部統制システムの構築において最も配慮すべきなのは、「職務の分掌」と「人事ローテーション」ということになります。

実際、企業で起こる不正事例の多くは、職務の分担が徹底されていなかった職場環境か、同じ人が長い間同じ職務を担当し続け、他の人がその職務に関知していなかったという職場環境で生じています。

「営業担当者と請求書の作成・発送担当者」「発注担当者と支払担当者」というように、基本的な職務の担当者を明確に分けることで、担当者が不正を行ったり、ミスをしたりした場合でも、他の担当者によって早期に発見することができます。

5 定期的な人事ローテーションで不正を防ぐ

同様に、定期的な人事ローテーションを実施することで、会社全体に「不正はできない」という雰囲気醸成されます。「来年は自分の席に別の人が座るということであれば、不正をしてもいずれ発覚してしまうだろう」と考えるからです。

定期的な人事ローテーションを実施することが難しい会社では、せめて、担当者にまとまった有給休暇をとってもらうなどして「自分の仕事を他の人が見ている(見る可能性がある上)」ということ、自覚する機会を与えるとよいでしょう。

コンサルの目

中小企業診断士 石田竜佑

「内部統制」と聞くと大掛かりなもので、大企業、上場企業だけが対象であると思いがちです。

しかし中小企業であっても職務分掌によって職務を整理し、業務フローやマニュアルを作成しておくことで、急な退職や事業承継、業務の見直しができます。

内部統制の構築は必要と感じていても緊急を要さない課題です。リスク回避や業務効率化のためにも「誰が何の仕事をどこまでしているのか」を把握することからお勧めします。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171